

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正に対する主なコメント及びそれに対する金融庁の考え方

3. 銀行代理業者の監督について

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (全般)</p>	<p>兼業代理店については、特に抱き合わせ販売、情実融資及び顧客情報の流用などが強く懸念されることから、監督指針改正案でも、導入の経緯とその趣旨を踏まえた適時適切な監督が示されているところである。この許可・承認・監督等については、各財務(支)局がこれらの任に当たることになるが、利用者保護の観点から厳正な審査・監督などを是非ともお願いしたい。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、適切な審査・監督を行って参ります。</p>	<p>全国信用金庫協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 IV-3-2-1-1 (1)</p>	<p>(許可の要否の判断基準について) 住宅販売業者等に対し、「媒介」に該当しない行為を委託していたにもかかわらず、当該業者が無断で「媒介」に該当する行為を行った場合、委託側である銀行の責任を問われることはないか。</p>	<p>銀行法第12条の2により、銀行は委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずることが義務付けられているところであり、ご指摘の様な問題が生じることのないような措置を講じる必要があります。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 IV-3-2-1-1 (1)</p>	<p>(許可の要否の判断基準について) 住宅販売業者等による住宅ローンの紹介行為について、当局における現状認識を確認したい。</p>	<p>ご指摘のような住宅販売業者等による銀行等への住宅ローンの紹介行為が行われていることは認識しております。なお、当該行為が、銀行代理業に該当するか否かについて、一概にお答えすることは致しかねますが、一般論として言えば、許可の要否は、預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引、若しくは為替取引を内容とする契約の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断することとなります。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 IV-3-2-1-1 (1)</p>	<p>(許可の要否の判断基準について) 「許可の要否については、契約の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する」こととなっているが、契約申込書の記載内容を確認する行為は、契約締結に尽力する行為としてはその位置付けが極めて低いものと考えられることから、当該行為は「媒介」には該当しないのではないか。</p>	<p>銀行代理業は、銀行法第2条に規定されているとおり「銀行のために」行うものであります。照会内容が、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために顧客の側に立って助力する場合には、銀行代理業の許可は不要となる場合もあると考えられます。しかしながら、当該行為が顧客のために行われているか否かについては、実態に応じた判断が必要です。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 IV-3-2-1-1 (1)	(許可の要否の判断基準について) 例えば、現状、住宅販売業者等が顧客のためのサービスの一環として行っている以下のような行為は、「媒介」に該当するののか。 ① 契約申込書の記載漏れや必要書類の漏れがないかどうかのチェック ② 住宅ローンの金利や貸出限度額など、商品案内チラシやパンフレットに記載されている事項を説明する行為 ③ 複数の金融機関の商品内容の相違点を説明する行為 ④ 顧客から商品内容について質問されたときに回答する行為 ⑤ 住宅販売業者等に対して住宅ローンに関する商品説明会を行い、当該業者から顧客の紹介を受ける行為 ⑥ 住宅販売業者が、顧客の確定申告書の写し等、住宅ローンの申込みに必要な書類を取次ぐ行為 ⑦ 顧客の依頼に基づいて、商品説明や契約申込書の記載方法の説明を行う行為	銀行代理業は、銀行法第2条に規定されているとおり「銀行のために」行うものであります。照会内容が、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために顧客の側に立って助力する場合には、銀行代理業の許可は不要となる場合もあると考えられます。しかしながら、当該行為が顧客のために行われているか否かについては、実態に応じた判断が必要です。	第二地方銀行協会
主要行等向けの総合的な監督指針 VIII-3-2-1-1 (1)及び(2)	銀行法第2条第14項について、例えば、住宅販売会社等において顧客のために行う住宅ローンの契約申込書等の交付書類の記載方法等の説明や記載内容のチェックなどは、当該ローンがいわゆる提携ローンであるか否かにかかわらず許可を要しないとの理解でよいのか。	銀行代理業は、銀行法第2条に規定されているとおり「銀行のために」行うものであります。照会内容が、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために顧客の側に立って助力する場合には、銀行代理業の許可は不要となる場合もあると考えられます。しかしながら、当該行為が顧客のために行われているか否かについては、実態に応じた判断が必要です。	信託協会
主要行等向けの総合的な監督指針 VIII-3-2-1-1 (2)	「銀行のために」行う行為のうち、当該借入人の他の債権者との交渉を行う行為については、「資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介」に該当するためには、あくまで銀行と借入人との契約の締結の代理又は媒介に該当する行為を行うことが必要であるため、借入人の他の債権者との交渉を行う行為はこれには該当せず、「銀行代理業」に該当しないと考えるが、かかる理解でよいのか。	そのようなご理解で結構です。	アンダーソン・毛利・友常法律事務所
主要行等向けの総合的な監督指針 VIII-3-2-1-1 (1)	個人が銀行代理業者になる場合において、指針VIII-3-2-1-1(1)列挙の行為を当該個人の監督下で従業者や家族等に行わせることは可能という理解でよいのか。	個人の銀行代理業者が、従業員や家族に当該銀行代理業を行わせる場合であっても、銀行代理業に関する能力を有する者の確保等は必要です。	信託協会

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
主要行等向けの総合的な監督指針 VIII-3-2-1-1 (1)	<p>「(1) 許可の要否の判断基準等」において、①預金等の受入れ等を内容とする契約の締結の勧誘、及び②預金等の受入れ等を内容とする契約の勧誘を目的とした商品説明、を業務として行う者は原則として銀行代理業の許可を受ける必要がある、と記載されているが、例えば、Web ページ上でホームページに銀行のバナー広告を貼り付け、クリックすると銀行のホームページにリンクさせる行為は、形式的には勧誘又は商品説明に該当しうが、当該行為を業として行うにも銀行代理業の許可が必要になってしまうのでしょうか。</p> <p>一方では、「(2) 許可が不要である場合」の②において、銀行から委託を受けて営業所内に ATM のみを設置する行為については、当該 ATM が「無人の設備」に該当する場合には銀行代理業の許可は不要である、と記載されています。この解釈をインターネット上の状況に当てはめるならば、単にバナー広告を貼り付けてクリックすると銀行のホームページに移るような画面をWEB上に掲載することは、営業所内に ATM を設置する行為と同視でき、銀行代理業の許可を不要としてもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>銀行代理業は、銀行法第2条に規定されているとおり「銀行のために」行うものであります。照会内容が、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために顧客の側に立って助力する場合には、銀行代理業の許可は不要となる場合もあると考えられます。しかしながら、当該行為が顧客のために行われているか否かについては、実態に応じた判断が必要です。</p>	松井証券
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 IV-3-2-1-1 (1) 及び (2)	<p>許可申請にあたっての留意点についての(2)銀行代理業の許可が不要であるケースの記載がありますが、改正案があいまいであり、具体的に下記事項が代理業に該当するか否か明記願いたい。</p> <p>単なるチラシ・パンフレットの送付は許可不要とありますが、下記事項を外部委託した場合は許可不要であると考えて良いのか？ (「記載方法の説明が媒介にあたることあり得る」こととは具体的にどのようなケースを想定しているのか?)</p> <p>※委託事項 事業性向け融資商品のパンフレット・仮申込書を電話帳等を活用し、顧客宛送付し、その後銀行の名でフォローコールを実施するケース</p> <p>①パンフレットに記載されている融資商品の一般的な説明 ②融資申込書の記載方法の一般的な説明 ③銀行作成のマニュアルに従った融資仮申込送付の意思確認</p>	<p>銀行代理業は、銀行法第2条に規定されているとおり「銀行のために」行うものであります。照会内容が、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために顧客の側に立って助力する場合には、銀行代理業の許可は不要となる場合もあると考えられます。しかしながら、当該行為が顧客のために行われているか否かについては、実態に応じた判断が必要です。</p>	個人

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
	<p>④銀行作成のマニュアルに従った融資仮申込送付の勧誘 下記前提条件も踏まえ、上記範囲内であれば、一般的な銀行取扱商品の仕組み・活用法の範疇ということで許可不要であると考えています。</p> <p>※前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資可否判断は行わない ・融資条件（担保・保証人等）の条件交渉は行わない ・融資仮申込書の受領以降の手続きは全て銀行で行い、外部委託業者は関与しない ・フォローコールの内容は銀行で把握し、銀行の指揮・監督が外部委託企業に及んでいる 		
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－１－１ (２)</p>	<p>以下の行為は、許可が不要な行為と考えてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別取引の勧誘行為を行わず、単に顧客に銀行を紹介する行為 ②銀行の業務内容を顧客に対して説明する行為 ③銀行の業務内容について、新聞、雑誌、文書、DM、インターネットHP、放送、映画その他の方法を用いて紹介すること 	<p>銀行代理業は、銀行法第２条に規定されているとおり「銀行のために」行うものであります。照会内容が、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために顧客の側に立って助力する場合には、銀行代理業の許可は不要となる場合もあると考えられます。しかしながら、当該行為が顧客のために行われているか否かについては、実態に応じた判断が必要です。</p>	<p>新生銀行</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－１－１ (２)</p>	<p>改正案別紙２「主要行等向けの総合的な監督指針」一部改正（案）によると、改正案のⅧ－３－２－１－１（２）では、許可が不要である場合として、</p> <p>「① 媒介に至らない行為を銀行から受託して業務として行うことについては、銀行代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のイ. からハ. のいずれかの行為の事務処理の一部のみを銀行から受託して業務として行うに過ぎない者は、銀行代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付（このとき、単に取扱金融機関名や同金融機関の連絡先等</p>	<p>銀行に対して、貸付けに関連した助言を行う行為については、「資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介」に該当しないと考えられます。</p>	<p>アンダーソン・毛利・友常法律事務所</p>

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
	<p>を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。）</p> <p>ロ. 契約申込書の受領・回収（記載内容の確認等をする場合を除く。）</p> <p>ハ. 金融商品説明会における一般的な銀行取扱商品の仕組み・活用法等についての説明」</p> <p>との記載がなされている。</p> <p>ところで、銀行から委託を受けたアドバイザーやコンサルタント（「アドバイザー等」）が「銀行のために」行う行為であっても、借入人との直接の交渉には関与せず、あくまで銀行のアドバイザー等として、貸付けに関連した助言を行うに過ぎない行為（例えば、貸付けにかかるストラクチャーの分析や関連資料の作成等）は、「資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介」のいずれにも該当しないと考えるが、かかる理解でよいか。</p>		
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－１－１ (２)</p>	<p>また、上記理解を前提にすると、銀行のアドバイザー等が、銀行と個別の借入人との交渉にアドバイザー等として同席し、銀行の求めに応じて借入人に対して一定の説明行為（専門的知識を有する者による説明を有する内容にかかる説明行為）を行うに過ぎないケースは、当該借入人との交渉が銀行主導でなされており、その後、アドバイザー等が個別の借入人と単独で交渉等を行うことがないことが借入人に対して明示されているのであれば、銀行が単独で個別の借入人との交渉を行い、当該交渉において、必要に応じてその場に同席していないアドバイザー等に対して助言を求める行為と実質的に同一の行為と考えることができるため、「銀行代理業」に該当しないと考えるが、かかる理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。なお、借入人に対する融資内容等の説明は、銀行法第 12 条の 2 及び第 13 条の 3 等に基づき、適切に行われることが必要です。</p>	<p>アンダーソン・毛利・友常法律事務所</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－１－２－３ (１) (中小・地域金融機関</p>	<p>「①定款の目的に銀行代理業に係る業務が定められているかを確認する」、「②定款の目的に、銀行代理業に係る業務が定められていない場合には、当該業務の目的への追加を決議した株主総会の議事録が添付されているかを確認する」とあるが、例えば、株主総会の召集通知において定款変更の意思が確認できる場合には代替可能として頂きたい。</p>	<p>法人が銀行法第 52 条の 37 に基づく許可申請を行おうとする場合には、申請書の添付書類であります定款の提出を要します。この場合、定款の目的に「銀行代理業」を指す旨の内容の記載を要し、定款の目的に、銀行代理業に係る業務が定められていない場合には、当該業務の目的への追加を決議した株主総会の議事録の添付を要します。なお、許可申請書の</p>	<p>全国銀行協会</p>

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
向けの総合的な監督指針 IV-3-2-1-2-3(1)		提出前に上記の定款又は議事録を提出できない場合には、申請者の便宜を図るため、銀行法施行規則第34条の38に規定する「予備審査」を受けることができます。	
主要行等向けの総合的な監督指針 VIII-3-2-1-2-3(1)	銀行代理業の許可申請書の添付書類として、「銀行代理業に係る業務が定款（これに準ずるものを含む。）の事業目的に定めされていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続きがあったことを証する書面を含む。）」（規則第34条の34第15号）が規定されている。株主総会前に許可申請書を提出する場合には、議事録に代えて、株主総会提出議案（定款の一部改正）を提出すればよいか。 また、株主総会に準ずる機関とはどのようなものか。	法人が銀行法第52条の37に基づく許可申請を行おうとする場合には、申請書の添付書類であります定款の提出を要します。この場合、定款の目的に「銀行代理業」を指す旨の内容の記載を要し、定款の目的に、銀行代理業に係る業務が定められていない場合には、当該業務の目的への追加を決議した株主総会の議事録を要します。なお、許可申請書の提出前に上記の定款又は議事録を提出できない場合には、申請者の便宜を図るため、銀行法施行規則第34条の38に規定する「予備審査」を受けることができます。 株主総会に準ずる機関とは、株式会社以外の法人における株主総会的な位置付けとしている機関のことです。	日本証券業協会
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 IV-3-2-1-1(1)	（許可の要否の判断基準について） 許可申請書に定款を添付し、かつ、定款の目的に銀行代理業に係る業務が定められているか、または当該業務の目的への追加を決議した株主総会の議事録が求められる。一方で、現に、住宅販売業者等が「媒介」に該当する行為を行っている場合、経過措置によると、施行日から起算して3か月以内に許可申請を行うこととなるが、定款変更を要する場合、現実的には3か月での対応は困難であり、6か月～1年程度を要すると考えられる。	申請書の添付書類であります定款の提出を要します。この場合、定款の目的に「銀行代理業」を指す旨の内容の記載を要します。なお、現に「媒介」に該当する行為を行っている業者等については、現在の定款に記載されている目的の何れに該当するのか、確認する必要があります。	第二地方銀行協会
主要行等向けの総合的な監督指針 VIII-3-2-1-2-3(4)	「④本籍」はセンシティブ情報であることから、削除すべきではないか。また、削除できない場合、その理由は何か。	当該情報を含め、許可申請者から提出される情報等については、当局において適切に管理することとなります。	日本証券業協会

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－１－２－３（８）	外国に居住する役員は印鑑登録証明書の提出が不可能だが、この場合、何を提出すればよいか。	ご指摘を踏まえ検討した結果、印鑑登録証明書の提出を求めないこととしました。	日本証券業協会
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－１－２－３（１１）①イ （中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅳ－３－２－１－２－３（１１）①イ）	銀行代理業に関する能力を有する者が申請時点において研修未済であっても、業務開始までに履修すればよいという理解でよいか。	銀行法第 52 条の 37 に基づく許可申請を行おうとする場合には、予め銀行代理業に関する能力を有する者の確保が必要です。従って、原則として、能力を有する者を確保したうえで許可申請書を提出していただくこととなります。	全国銀行協会
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－１－２－３（１１）①イ （中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅳ－３－２－１－２－３（１１）①イ）	申請時点において配置予定先が決定していない場合には、どのように対応すればよいか。	銀行法第 52 条の 37 に基づく許可申請を行おうとする場合には、予め銀行代理業に関する能力を有する者の確保が必要です。 従って、許可申請書の提出時は、能力を有する者の配置予定先を記載した書類が必要です。	全国銀行協会
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－１－２－３（１１）①イ	Ⅷ－３－２－１－２－３（１１）①イに記載のある「営む銀行代理業に係る業務に関する知識を有する者」「銀行業及び銀行関係法令に関する知識を有する者」と、銀行法施行規則第 34 条の 37 第 3 号ロ本文に定める「その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る）」「当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る）」との関係は、どのように理解	ご指摘を踏まえ、明確化を図るため修正します。	信託協会

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
	したらよいか。		
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ-3-2-1-2-3(11)①イ	Ⅷ-3-2-1-2-3①(11)イにおける「配置予定先」は、銀行法施行規則第34条の37第3号ロ本文における「営業所又は事務所」「主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署」を想定しているという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。	信託協会
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ-3-2-1-2-3(11)①ロ	Ⅷ-3-2-1-2-3(11)①ロでは、「営む銀行代理業に係る業務に携わった経験を有する者」とあるが、これは、銀行法施行規則第34条の37第3号ロ等で、銀行代理業者が特別銀行代理行為を行う場合に求められる、「資金の貸付業務に3年以上従事した者」等を指すという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。	信託協会
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ-3-2-2-2(1) (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅳ-3-2-2-2(1))	規定の趣旨の明確化のため、「企業財務に従事した経験」を「企業財務の分析等に従事した経験」に修正して頂きたい。	ご指摘を踏まえ、明確化を図るため修正します。	全国銀行協会
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅳ-3-2-2-2(1)	(業務遂行能力に関する審査について) 資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者として、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者等として企業財務に従事した経験を有する者が例示されているが、これらの者についても、資金の貸付け業務に従事した者と同様の実務経験年数が求められるのか。	そのようなご理解で結構です。	第二地方銀行協会

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－２－２（１）	「（１）資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者」の該当例が記載されていますが、貸金業に従事した者は資金の貸付け業務に従事した者又はそれと同等以上の能力を有すると認められる者に該当するでしょうか。	貸金業に従事した者のうち、資金の貸付け業務に従事した者は、「（１）資金の貸付け業務に従事した者」と理解していただいて結構です。	松井証券
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅳ－３－２－２－２（１）	Ⅳ－３－２－２－２（１）では、同等の能力を有するものと認められるものとして、公認会計士、税理士、財務コンサルタント等の経験者が記載されているが、資金の貸付け業務に必要な知識は、企業財務のみではないため、当該経験者が配置されていることのみをもって、業務遂行能力の審査が行われることのないようにしていただきたい。	ここでは、同等の能力を有する者として、公認会計士、税理士、財務コンサルタント等を例示しておりますが、具体的には、個々の能力を見ながら判断することとなります。	全国信用金庫協会
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－２－２（２）① （中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅳ－３－２－２－２（２）①）	金銭の分別管理の方法については、物理的に分別管理されていることを求められているわけではなく、勘定上分別管理されていればよいとの理解でよいか。	金銭の分別管理の方法については、物理的にも分別管理されていることが望ましいが、少なくとも勘定上分別管理されていることが必要と考えます。	全国銀行協会
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－２－２（２）⑤	外為法における本人確認等についても記載が必要だと考えます。	ご指摘を踏まえ、明確化を図るため修正します。なお、監督指針は、例示であり、その営む業務内容に応じて求められる態勢整備は異なります。	新生銀行
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－３－２－２－２（２）⑦ Ⅷ－４－２－５－２	顧客情報を適正に管理するための方法や体制として、組織・担当者の分離は必ずしも要せず、例示との理解で良いか。	そのようなご理解で結構です。	全国銀行協会

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
(中小・地域金融機関 向けの総合的な監督 指針 IV-3-2-2-2 (2)⑦) IV-4-2-5-2)			
主要行等向けの総合 的な監督指針 VIII-3-2-2-4 (2)	『主たる』兼業業務に該当するか否かは、当該業務に係る費用・ 売上・収益、従事する人員の役職・人数及び当該業務に要する時間 など当該兼業業務の規模を総合的に勘案して判断するものとする。」 について、趣旨をお示しいただき、判断基準の例示をいただきたい。	『主たる』兼業業務に該当するか否かは、当該業務に係る 費用・売上・収益、従事する人員の役職・人数及び当該業務 に要する時間など当該兼業業務の規模を総合的に勘案して判 断するものとする。」とした趣旨は、主たる兼業業務の判断に 当たり、多面的な検討が必要となるためです。その判断基準 の例示としては、監督指針に記載のとおりです。	信託協会
主要行等向けの総合 的な監督指針 VIII-4-2-1(3) ①	VIII-4-2-1(3)①における「禁止行為を防止するための措 置を講ずる責任を有する部署又は担当者」については、特段、一定 の要件を満たした者の配置が求められるものではないという理解で よいか。	そのようなご理解で結構ですが、有効に機能する態勢整備 が必要です。一定の要件を満たした者の配置に当たっては、 何か特定の資格の取得まで要求しているものではないことは 言うまでもありません。	信託協会
主要行等向けの総合 的な監督指針 VIII-4-2-1(3) ③	VIII-4-2-1(3)③における「銀行代理業に関する法令につ いての知識…を有する者」と、VIII-3-2-1-2-3(11)①イ における「銀行業及び銀行関係法令に関する知識を有する者」との 関係は、どのように理解したらよいか。	VIII-3-2-1-2-3(11)①イ及びVIII-4-2-1- (3)③は、「銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する 者」に修正します。	信託協会
主要行等向けの総合 的な監督指針 VIII-4-2-1(3) ③	VIII-4-2-1(3)③における「実務経験を有する者」とは如 何なる実務経験を想定しているのか。	主要行等向けの総合的な監督指針VIII-4-2-1(3)③ における「実務経験を有する者」とは、銀行代理業者が営む 業務に係る実務経験を指します。なお、VIII-4-2-1(3) ③「銀行代理業に関する法令についての知識」は、VIII-3- 2-1-2-3(11)①イに合わせて、「その営む銀行代理業 の業務に関する十分な知識を有する者」に修正します。	信託協会

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ-4-2-1(3)③、Ⅷ-3-2-1-2-3(11)①ロ	Ⅷ-4-2-1(3)③における「実務経験を有する者」と、Ⅷ-3-2-1-2-3(11)①ロにおける「営む銀行代理業に係る業務に携わった経験を有する者」との関係は、どのように理解したらよいか。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅷ-4-2-1(3)③における「実務経験を有する者」と、同指針Ⅷ-3-2-1-2-3(11)①ロにおける「その営む銀行代理業の業務に携った経験を有する者」とは、同一と見ていただいて結構です。	信託協会
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 IV-4-2-3	(利用者保護のための情報提供・相談機能等) 銀行代理業務で得た顧客情報を顧客の同意なく兼業業務に流用しないための方法や体制に関し、預金・為替を取扱う場合、オンラインで得た顧客情報を兼業業務に利用しないことを確保するためには、現実的には人を分離せざるを得ないと思われるが、例えば、どのような措置を想定しているのか。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅷ-4-2-3(3)①及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針IV-4-2-3(3)①に記載しているとおり、例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する社内規則の制定及び研修等社員教育の徹底等が挙げられます。	第二地方銀行協会
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ-4-2-3(3) (注)	顧客の属性情報は非公開金融情報・非公開情報に含まれないとしても、個人情報であることは疑いようも無く、個人情報保護法上の要件を満たす必要があります。顧客情報管理については「基本的にⅢ-3-3-3に準じる」との記載がありますが、(注)においても、誤解なきよう改めて明記しておくべきと考えます。	個人情報の取扱いは重要であることから、留意点として記載しているものですが、(注)書への記載がなくとも、趣旨は明確になっているものと考えます。	新生銀行
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ-5-2-2(1)① (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 IV-5-2-2(1)①)	「銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する」とあるが、本規定の趣旨は、責任を有する部署又は担当者の明確化であり、専担部署の設置または専担者の配置までは必ずしも要しないという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。	全国銀行協会

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅷ－５－２－３	原簿の閲覧については、正に業務の遂行の妨げとなる事態が想定されることから、銀行代理業者を新聞、インターネットHP等を通じて適切にディスクローズを行うことを以って、免除とされたい。	営業所における原簿の備え付け及び閲覧は、法第 52 条の 60 に規定された義務であり、遵守していただく必要があります。なお、営業所における原簿の閲覧を預金者等の求めに応じ電磁的記録で代替することを妨げるものではありません。	新生銀行